

Title	労働者に対する雇主の連合
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	三田学会
Publication year	1913
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.4 (1913. 10) ,p.687(65)- 710(88)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19131022-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19131022-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

64 同一の法則に依りて凡ての有價證券騰落の現象を説明することを得るものなりとす。

以上甚だ杜撰なる一小研究なれども、多少讀者諸君の參考に資することを得ば筆者に取りて望外の幸福なり。

## 労働者に對する雇主の聯合

氣 賀 勘 重

雇主聯合は之を廣義に解釋すれば種々雜多の企業家の聯合一切を總稱するの辭と見做す可く、從て市場の獨占を目的とせる「カルテル」「トラスト」の類は勿論、同業者の利益代表を主眼とせる各種の同業組合、聯合會等も亦一種の雇主聯合に屬する次第なれども、當今一般に雇主聯合と稱せらるゝは斯る廣汎なる意義の聯合に非ずして、單に其一種たる雇主としての聯合に外ならず。詳言すれば労働者の團體に對し雇主として雇主階級の利益を擁護するを目的とせる一種の社會階級の利益擁護團體に外ならざるなり。

由來、企業家の間には各種の聯合の組織せらるゝもの決して少なしとせず。或は社會公衆に對して自家の利益を主張、闡明し輿論の後援を得て自家の産業發展に資せんとするの團體もあれば、或は同業者一致協力以て時の當路者に迫り、自家

66  
の利益を主張して其進捗に便なる政策の確立を期するの團體もあり。或は會合論議以て同業者の技術的經濟的發達の方法を攻究するを目的とするの聯合もあれば相互意志の疏通を謀り進んでは競争の一部を制限して鵝蚌の争徒に漁夫の利に歸するの弊を矯正するを主眼とせるの組合もあり。其種類甚だ多しと雖も、併し此等の團體の通態として其の主眼とする所は何れも其關係産業の利益促進に在るを常とし、決して社會的階級としての企業家全體の利益擁護に在るとなし。企業家なる一箇の社會的階級の階級的利益を楔子とせるの團體は、唯之を雇主聯合に見るのみ。爾餘の企業家の團體、就中同業者の利益代表團體に於ては、勿論社會政策上の種々なる方策殊に労働者に對する待遇方法の論議立案せらるゝことなきに非ず、又企業家の斯る會合は雇主としての其聯合を促進するの一大誘因たることなきに非ずと雖も、併し斯る論議立案は決して此種聯合の主たる目的に非ず、唯其營業上の利益促進の一手段として攻究せらるゝに過ぎざるなり。然るに所謂雇主聯合に至りては労働者階級の階級的利益の爲に自家の階級の利益の侵害せらるゝを防禦するの一事こそ正に其一致結合の目的にして、此自家階級の利

益擁護の爲に適當の手段方策を立案實施するは即ち其本務たり。是れ正に雇主聯合をして爾餘の企業家の結社と類を異にせしむる唯一の特色にして、又該聯合の特に近代的色彩を帶ぶる唯一の原因たるなり。

併し社會的階級の利益擁護と云ふ此社會的見地を離れて單に經濟關係の上より觀れば、此雇主聯合は労働者の同種結合たる労働組合と等しく一種の「カルテル」と見做すを得可し。蓋し「カルテル」は同業者多數の一致協力に依り同一市場に於ける一定商品の供給又は需要を獨占し、獨占の權力に依りて當該商品の市價を可及的自由に支配せんとするの組織に外ならざることなれば、労働組合は労働の供給を獨占して自家の利益の爲に其代價たる労働並に其他の労働條件を左右せんとする一種の供給「カルテル」と稱す可く、又雇主聯合は之と反對に労働需要者として獨占的需要者の地位に立ち等しく其獨占權を利用して自家の利益の爲に労働條件を左右せんとする一種の需要「カルテル」と云ふを得ざるに非ず。一部の學者が雇主聯合を「カルテル」の中に算入するは畢竟此理由に基づくことにして、敢て一概に不當視す可きに非ずと雖も、「カルテル」なる名稱が通例商品の供給獨占を主眼

68

とせる組織に限りて適用するゝの事實と雇主聯合の主眼が單に労働條件の改悪労働者の壓倒のみを主眼とせず、又普通の「カルテル」に闕如せる如上の社會的争闘手段の性質を帶べるの事實とを見れば、此組織を以て一般の「カルテル」と同一視するは其眞性質を闡明する上に於ても將た又之に對する政策を攻究する上に於ても幾多の誤解と混亂とを免れざる可し。

其他等しく雇主聯合と稱せらるゝ雇主としての團體中にも労働者に對抗するを目的とすることなく、却て自家の利益の爲に労働者の幸福増進を主眼とするものなきに非ず。例令ば一八八七年獨逸「デッサウ」に設立されたる「アンハルト」雇主聯合 (Der Verein der anhaltischen Arbeitgeber) の如き即ち其例なりと雖も、最近普通に雇主聯合と稱せらるゝは此種の聯合に非ずして殆ど悉く労働者の聯合に對抗する雇主の聯合に屬せり。從て單に雇主聯合と云へば復た他の意義なく世人は一般に労働に對する企業家の階級的結合と解釋するの狀あり。而して是れ正に英米獨を初め歐米各國に於て最近十數年特に労働者の勢力増進し來り、企業家の之に對する運動亦從て激烈に赴けるより生ぜる自然の結果たるなり。

## 二

雇主聯合は斯くの如く労働組合に等しき一種の階級的對抗組織なり。労働者に對する企業家の戦闘組織なり。從て其組織の種類も亦労働組合と等しく種々の別あり。

即ち先づ其組織の及ぶ範圍より觀れば同一産業に従事する雇主を糾合せる同業的雇主聯合もあれば、作業の性質相關聯し從て使用労働者の種類亦相近接せる幾多の産業を糾合せる部類的聯合あり。更に進んでは各種の産業一般に互れる一般的雇主聯合もあり。又此等の專業的又は一般的の雇主聯合の中にも單に一市一郡の雇主を糾合せる郡市的聯合もあれば、一州一縣の雇主を網羅せる州縣的雇主聯合もあり。更に廣大なるものに在りては一國全部の雇主を統一せる所謂國民的雇主聯合も亦決して少なしとせず。蓋し組織の範圍如何は其團體の施設畫策に取りて種々の便不便利不利を伴ふものあり、各地方各種の雇主それ〴〵其設立當時の利便に應じて各適當と認むる組織を試みたるの結果、斯の如く種々の組織を生じたるものにて、一方より觀れば組織範圍の斯の如く種々雑多なるは未

69

70

だ此種の聯合全般に通じて絶對的に適當と認めらるゝ一定の組織の發見せられざる證左と認む可く、各企業家は今尙ほ種々の方法に依りて可及的完全に聯合本來の目的を達せんと試みつゝあるなり。

更に聯合組織發生の動機並に其行動の方針より觀れば雇主聯合は又労働組合と等しく之を攻撃的聯合並に防禦的聯合の二種に分つを得可し。雇主自ら進んで労働者を壓倒するを主眼に聯合を組織し、労働組合との對抗上常に進撃的態度に出づるは即ち攻撃的の雇主聯合にして、之と反對に労働組合の侵略的攻撃に苦み、之に對抗して自ら衛らんとするの目的より企業家相結合し、結合の力に依りて労働者の横暴を防禦するの策を取るの聯合は防禦的の聯合なり。對抗手段戦闘手段たる此聯合の性質より觀れば此等二種の區別は自然の區別にして二種共に實現す可き筈なれども、從來の實際を觀れば何れの邦國にても攻撃的の雇主聯合は殆ど全く之を見らんとなく、雇主聯合と云へば悉く防禦的聯合たるの實あり。畢竟近世の雇主聯合なるものが労働組合に後れて發達し、常に労働組合に對抗するの手段として組織されたるの結果に外ならざるなり。

## 三

然り而して雇主聯合が其當初より斯の如く労働組合に對する防禦手段たりしは、企業家の地位の然らしむる所復た怪むを要せざる可し。蓋し個々分立せる單獨の労働者に對して雇主の聯合的對抗を策するが如きは想像し得可らざるの不必要事なればなり。然れば労働者先づ覺醒して經濟上に於ける自己の地位を認識し、同業者同地位者の一致協力に依りて孤立孤行の薄弱なる境遇を脱するの策を立て、此に組織整然指揮統一、行動敏活、資力亦充分なる自衛的、攻撃的の同盟を組織して其權力を充實し、斯くて得たる其大權力を利用して自家の階級的利益擴張の爲に之を用ひ、企業家に對して頑強なる反抗的争闘に出づるに至る。此に於てか企業家は初て自家防衛の爲に一致協力の必要を感知するに至るなり。由來企業家の經濟上に於ける地位は之を労働者に比すれば一般に遙に有力且つ鞏固なるものあるが故に、労働者の反抗に對して協力を必要とするが如きは一般に想像だに及ばざりし所、從て組織團結の力に依り労働者の地位遙に鞏固を加へたる後に及びても尙ほ企業家は久しく相互協力の必要を覺知せず、同盟罷工頻發し、企業

家の無力なる事實益々頻繁に曝露せられたるの後に及びて初て漸く昨非を悟り、同盟を策するに至れるの狀あり。是れ企業家の聯合が各國一般に遙に労働組合の發達に後れて發生したる所以、而して常に労働組合に對する防禦的同盟たるの性質を帶ぶるに至れる所以なり。

今雇主聯合の發達最近に於て最も顯著なりし獨逸の實情に就て之を觀るに、同國に於ては一八七〇年代の當初一時盛に同盟罷業の運動の起れるものあり。從て當時伯林及び、ウィルヘルムスハーフェンに於ける建築業者の聯合を初め一部企業家の此處彼處に雇主の同盟を策して之に對抗せんとするものを生じたりしも、其組織は又今日の如く鞏固なるものに非ず。加ふるに其同盟は概ね地方的局部的の聯合に過ぎざりしの狀あり。其後十數年一八八〇年代末に及び、社會黨鎮壓法の撤廢に依り労働組合の設立大に容易と爲るに至りて、此に新に労働者運動の氣運再び隆盛に向ひ、其激烈なる運動は先づ中小企業家輩を覺醒せしめて、此に永續的の雇主聯合を設立するに至らしめたり。一八八七年初て設立されたる「アルテングルヒ」の建築業雇主同盟は即ち同國最近に於ける近世的雇主聯合の鼻祖にし

て、爾來同種の聯合の組織さるゝもの相次ぎしも、然かも當時企業家は尙ほ未だ労働者の團體勢力を充分に覺知せず、從て其組織せる組合は地方的孤立的なる脆弱の組合に過ぎざりしの狀あり。更に大企業家輩に至りては自家の勢力を過大視すると共に労働者の對抗力を輕視すること一層甚だしかりしかば、當時尙ほ全く此同盟運動に携はることなきの有様なりしが、爾來労働組合の勢力益々加はり其奮闘突撃の爲に大小企業の損害を蒙る者歲月の加はると共に益々累加するの實を現するに及び、大企業も亦聯合對抗の必要を感じ來り、小企業家は更に微力なる地方的聯合の到底爲すに足らざるを悟りて大聯合の組織を畫するに至りぬ。而して此聯合發達の風潮に對し一大刺激を與へたるものは一九〇三年より翌年に亙りて冬期六箇月間繼續せる、グリミツチャウ地方織物業職工の同盟罷業なり。當時労働者の此頑強なる同盟罷業に對し、同地方の織物業者先づ聯合して、同盟罷業に苦める當業者の救済を講じ、次で撤遜工業家團并に獨逸工業家中央團又之が救済に盡すに至り、此同盟救済に依りて労働者の團體的勢力に有效に對抗せんが爲には企業家も亦廣大鞏固なる團體を組織せざる可らざる次第初めて明に認知せらるゝ

74 に至れり。即ち、ザクセンの織緯工業者聯合並に獨逸工業家中央團相携へて同盟罷業に苦める企業家の救済に任ずるの議一度決せらるゝや、久しく頑強を極めたる「クリミツチャウ」の同盟罷業も直に終息せしむるを得たるの一事は一般の企業家に對して多大の感動を與へ、各種工業家の任意的團體を驅りて廣大鞏固なる雇主聯合の組織に勉むるに至らしめたるの狀あり。其結果獨逸に於ける雇主聯合が異數の發達を致せる次第は、フアン、デル、ホルヒト、氏が國家學辭典中に拔萃摘記せる左表に依りて明なる可し。

種 類	設立年度	
	一九〇〇年以前	一九〇〇年乃至一九〇三年
國民的聯合	一九	四七
州縣的聯合	五八	四〇
郡市的聯合	一一一	一六六
合 計	一九八	二二〇

斯くて一九一〇年の初には國民的聯合八十四、州縣的聯合四百七十四、郡市聯合二千五十五、總計二千六百十三箇の雇主聯合を見るに至れりと云ふ。而して最近に於ける此大發達中、其發達の最も顯著なりしは景氣昂進期たりし一九〇四年以

降三年間にして此間に創立されたる聯合は國民的聯合三十八、州縣的聯合百二十、郡市的聯合五百三十の多きに達せり。畢竟景氣昂進期は同盟罷工運動の最も盛なる時期にして又労働者の壓迫に對する企業家の同盟防禦の必要最も大なる時期なるが故に外ならず。又以て雇主聯合が一般に防禦的聯合たるの由來を明にするの一證左とするに足らん。

75 其他、労働者の同盟運動の發達獨逸よりも早かりし英米兩國に於ては雇主聯合の發達も亦獨逸に於けるよりも以前に在りしものあり。即ち英國に於ては一八七五年に既に其發生を見、一八九三年には總計七十三箇の雇主聯合現存するを見たりと云ひ、又米國にては一八八六年煖爐製造業の雇主聯合發生せると共に、一八九八年には鑄物工業、其翌年には金物工業の上に何れも國民的雇主聯合の成立するを見たりと云ふ。然れど雇主聯合の發達の特に著しきを加へたるは、此兩國に於ても亦獨逸と等しく最近十數年來のことにして、畢竟労働者の同盟運動殊に同盟罷工其他の破壞的非資本家的攻撃手段を本領とせる「サンデカリズム」の運動益々勢を加ふるに従ひ企業家の一致團結益々必要と爲れると、並に一九〇〇年以來數年

76. 間世界一般に現れたる景氣昂進と之に伴ふ労働者運動の熾盛との結果に外ならず。斯くて英國に於ては一九〇二年に於ける國民的聯合五十二、地方的聯合七百九十六總計八百四十八なりしに、一九〇九年には國民的聯合七十二、地方的聯合八百九十合計九百六十二の雇主聯合を算するに至り、又米國に於ては一九〇〇年の當初僅に三四を算するに過ぎざりし國民的聯合が一九〇四年末には既に五十九を算し、地方的聯合は其數詳ならざるも亦甚だ増加せるものあるに至れりと云ふ。  
(Handwörterbuch der Staatswissenschaften VIII S.123)

加ふるに二十世紀に入りて以來労働者運動の普及と共に、埃匈王國丁抹、瑞西、伊太利等より瑞典、挪威、芬蘭等の各國に至る迄各地方に幾多の雇主團體の組織せらるゝに至れるものあり。更に進んでは倫敦を本據とせる國際的航海業同盟(International Shipping Federation Ltd.)の如き國際的の雇主聯合の發生せるものあり。其發達の風潮は爾今益々盛大に赴かんとするの狀なきに非ず。最近海外電報に依りて傳へられたる英國に於ける大々的の備者擁護組合の計畫の如き又正に其一端に外ならず。唯我國に於ては未だ斯る組織の見る可きものあるを聞かずと雖も、吾

人の之を聞かざるは我國が此趨勢の外に立てるが故に非ず。我國の工業今尙ほ幼稚なるが上に労働者の團結復た見る可きものなく、從て斯る組織を必要とす可き原因的對象の今尙存せざるが故のみ。労働者の組織漸く進みて鞏固なる組織の下に同盟罷工の行はるゝを見るに至らんか、西歐諸國と同一の現象を見る可きは識者を待たずして知る可し。現に最近活動寫眞辯士の同盟罷業に對して活動寫眞館主の聯合的對抗決議を爲せるが如き正に其發端と云ふ可きなり。雇主聯合は今尙我企業家に用なしと雖も、之を必要とするの日は遠きに非ざらん。惟ふに傳來の主従關係の如きは到底永く此聯合を不必要ならしむるを得ざる可し。

四

要するに雇主聯合は近世の資本的經濟組織に隨伴する必至の現象なり。從つて資本的組織の最も發達せる英米獨の工業界に最も顯著なる發達を見たりと雖も、最近に於ける其組織は由來組織運動に長せる獨逸企業家の間に最も完備せるの狀あり。依て吾人は此に主として獨逸に於ける雇主聯合に就き此種の聯合が労働者に對抗する爲に取れる豫防的並に戰闘的手段を攻究せんとす。蓋し此等の手段は爾餘の各國に於ける鞏固なる雇主聯合の等しく取りて以て其手段とする所なればなり。



今熟々其手段を觀るに其第一は對手たる労働者を威迫屈服せしむるを目的とする工場閉鎖是なり。元來企業家對労働者間に於ける階級的利益の衝突は多く労働條件に關する争闘を生ずるものなるが、此戦闘に於て労働者の團體は通例同盟罷工なる戦闘手段を用ゆるに對し、企業家の團體は工場閉鎖なる武器を以て之に對抗するなり。故に雇主聯合は其規約中に於て加盟組合員に對し一定の規約に準據せる工場閉鎖の決議には必ず之に服従す可き義務を負はしむると同時に、工場閉鎖の議を決定す可き方法並に此戦闘手段の適用に關する條件を嚴密に規定するを常とし、又其工場閉鎖が加盟企業全部に互る可きか將た一部工場の閉鎖に止む可きかは各場合に就て之を決定することとせるも、其一部の閉鎖の場合に於て如何なる方法に依り閉鎖す可き部分と解雇す可き労働者とを爾餘の部分と區別すべきかの問題に就ては之が解決方法を詳細に聯合規約中に規定するの風あり。

何れにもせよ、工場の閉鎖は當該企業家に取り多大の損失たるを免れざるが故に、閉鎖決議は動もすれば意志薄弱なる淺慮の企業家の違背する所と爲るの危険あり。又一方には聯合外の同業者の其機に乗じて販路を侵略するの危険も少なしとせず。是に於てか雇主聯合は此等の危険を豫防せんが爲に、先づ加盟企業家

に對しては嚴重なる契約的處罰の方法を設けて弱志の徒の契約違背を防ぎ、更に聯合員外者に對しては、カルテルの常套手段たる原料閉鎖の方法に依りて其侵略を阻止するの手段に出づ。此場合に於ける所謂原料閉鎖とは雇主聯合が當該産業の原料補助材料の供給者と締結する一種の排外的契約にして、即ち少なくとも同盟罷工又は工場閉鎖の繼續期間、聯合員外者に原料及び補助材料の供給を爲さざらしむるの契約なり。有力なる雇主聯合は原料供給者に對して此契約を締結遵守せしむるの實力を有するものなれば依て以て聯合員外者の侵略を防止し得るは勿論更に此規約を組合員の上に擴張して其脱盟違約をも防止し得可きなり。併し、此契約に際しては常に其適用區域を聯合所在地附近一定の地域に限り、又既存の注文並に官廳其他の一定の注文に應ずるの原料供給に關する例外的規約をも設けて、實際の必要に適應するを常とす。唯、此手段は組合員外者に對し時に頗る峻酷なる結果を及ぼすものあるが故に、世間往々之を非難するものありと雖も、此種の契約は商工業上常に其例少なからざる所にして又雇主の自衛上必須の手段たることなれば吾人は特に此點よりして獨り雇主聯合のみを難するを得ざる可し。

其他、雇主聯合は單に不穩の労働者を解雇し之に代ふるに他の雇傭労働者を以

てするの方法に依り罷工労働者を屈服せしめ得可しと認むる時は、極端なる工場閉鎖の手段に訴ふるに至らずして止むことあり。斯る場合に於て代用可き労働者の有無如何は斯策實行上主要の要件なるが故に雇主組合は罷工同盟に加はらざる労働者を保護するの手段を取り、以て同盟労働者の勢を制するの具に供す。斯くて同盟罷工の繼續中雇主組合員は聯合して罷工労働者の雇傭を停止し其就職の途を杜絶するなり。此場合に於て聯合雇主間に労働紹介の制度ある時は聯合本部は所謂罷工人名表に依り罷工に加はれる労働者の氏名を組合員全部に通知し、以て此労働者の就職を全然閉鎖するを得可く、從て企業家間に於ける完全なる労働紹介の組織は工場閉鎖又は雇傭停止の結果を完全ならしむるの便あり。又雇主聯合の爲めに有力なる一手段たるを失はざるなり。

五

斯る手段に依りて労働者の資源を絶ち其屈服を促すと共に雇主聯合は又其一方に於て同盟罷工又は工場閉鎖に會せる組合員の損害を緩和輕減するの手段を講ずるものあり。斯る災厄に遭遇せる企業の爲に聯合組合員連帯して該企業の引受けたる注文作業の遂行に任じ、以て其企業の顧客に對する義務を果たさしむるが如き、或は斯る企業の爲に其顧客の保留に協力し組合員相約して同盟罷工繼

續中新顧客と關係するを避け、決して被害企業家の顧客を奪はざるの規約を嚴守するが如き、將た或は組合員一致して其顧客に對する受渡契約中に同盟罷工又は工場閉鎖の繼續期間丈け受渡期日を延期す可き旨を豫め一樣に約束するの手段に出づるが如き即ち皆是なり。此種の損害緩和策は多數の雇主聯合の等しく企業實行する所にして、組合員の團結を固ふし且つ其被害を緩和するの效果頗る少なからざる所なれども併し、此等の手段よりも其效果の一層顯著にして且つ有力なるものは同盟組合員連帯して労働に關する争闘より生ぜる損害を直接に分擔補償する所謂罷工損害補償の制度なりとす。

此罷工損害補償の制度は聯合員一般より資金を醗集し、之を以て實際に罷工の難に遭遇せる企業の損失を填補するものなり。是れ組織鞏固なる雇主聯合殊に獨逸に於ける雇主聯合の多く實施せんと努むる所にして、其性質恰も労働組合の組合労働者に對する同盟罷工補給と等しく、一種の保險に類し、同盟罷工又は工場閉鎖に伴へる企業家の苦痛と犠牲を減殺する上に於て最も有效なる手段たり。

然り而して從來雇主聯合の實施せる此罷工損害補償の組織には二種の區別す可きものあり。一は獨逸雇主本部と稱する獨逸の一大聯合雇主團の實施せる組織にして、他の一は獨逸雇主團聯合會なる他の一大聯合雇主團の採れる方法はな

82  
 り。即ち本部派ハット・ストレンの組織に依れば各雇主聯合は自ら罷工補償の資金醜集の職に當り且つ被害者に補償を支給するの任を取るものにして、本部は唯此補償支出に對する再保險的業務を取るの機關として別に其加盟組合の集團より同盟罷工損害防禦聯合ストライク・エージェンシーなる組合を組織せしむるものなるが、所謂聯合會派ユニオンの組織は之に反し、各雇主聯合自ら此補償制度實行の當局者と爲ることなく、別に獨立なる損害補償會社を選定して直接補償の職に當らしめ、而して此等の補償會社に對する再保險機關として聯合會ジョイント・ストライク・エージェンシー自ら同盟罷工に對する損害を目的とせる獨逸雇主團聯合會ユニオンなる一會社を設定するなり。何れにしても其結果は實際相等しく、異なる所は唯補償實施の手續に過ぎざる次第なるが、此等兩大聯合會に屬せざる爾餘の雇主聯合に在りても、本部派又は聯合會派の原則に則りて同様の補償制度を設くるもの少なからざるの狀あり。而して此等の補償當局者が損害發生の場合に實際支給する補償金額は一部の組合に在りては事件發生毎に適宜之を決するの狀あるも、又他の組合に在りては豫め規約に規定せる標準に依り正確に之を算出決定するの風あり。此後者の場合に於ては補償組織は殆ど全く保險組織と同じく、唯被害者に權利として補償を要求するの權限もなく、從て其組織亦保險局の監督を受けざるの一事が普通の保險機關と異なるのみ。兎に角其補償組織の獨逸に於ける

最近の發達は頗る顯著なるものにて、ライヒス、アルバイツ、ゾット紙上の報告に據れば、一九〇九年同國には上述二箇の大聯合會の補償組織の外に尙ほ十一箇の獨立なる罷工補償會社と罷工補償制度を規約に規定せる二十六箇の雇主聯合あり、又此制度を實施せる雇主聯合は一九一〇年度に於て國民的聯合二十七、州縣的聯合五十一、郡市的聯合百二十九を算せりと云ふ。

併し、此損害補償は同盟罷工毎に必ず支給せらるゝものに非ず。被害者に對する雇主聯合の其他の救濟手段も亦常に必ず施さるゝものに非ず。聯合が此等の補償其他の救濟を施すは一般の損害保險の場合又は勞働組合の罷工補給の場合と等しく、其被害が被害者自身の罪過に基かざると其他の一定の條件具備せる場合に限り。故に被害者は其救濟を得るに先だちて此條件の具備せるや否やの審査を受けざる可らず。此審査の當局者は或は理事又は監査役若しくは總會等組合に依り種々雜多にして、一定せず、又組合に依りては此第一審の審査に對し不服ある場合に總會其他一定の再審機關に上告するを得せしむるものあり。然れど兎に角規約の規定に依り終審機關と認められたる機關の裁決に對しては組合員は服從の義務あるものにて、其審査の結果、補償其他の救濟の條件備はれりと確定する時は此に雇主聯合は其救濟の途を實施するものなり。輕卒なる企業家を戒

84 みると共に、労働者の團結に對して企業家の地位を鞏固ならしむること大なるの施設と云ふ可し。

## 六

其他、雇主聯合は又其設立せる労働紹介組織の利用に依りて同盟罷工の豫防并に防禦に大に資するものあり。労働紹介の組織には公設組織、營業組織、労働組合の設立せるもの、公益的團體の設立せるもの等種々あれども、拙譯經濟政策後編下卷八一款參照、就中、雇主聯合に取りて最も便利なるものは雇主の團體の設立に係るもの是なり。此組織に據れば此紹介組織に加盟せる企業家は常に雇傭せんとする労働者の數、資格并に報酬等を紹介所に通知し、紹介所は就職を請求し來る労働者中より適當と認むる者を選びてそれらの雇主に振向け之を雇傭せしむるなり。此場合に於て紹介所は就職請求者の傳票を調制し、詳細に各労働者の技能來歴等を調査するが故に、雇主の聯合規約に於て労働者の雇傭上各自互に此紹介所に依る可き旨を約束せる時は、其紹介所の利用は組合雇主一般に對して強制的と爲ると共に、組合雇主の下に就職せんとする労働者に取りても亦強制的と爲る可し。然る時は此紹介所は組合員をして雇傭労働者の過去に於ける契約違反罷工加盟其他の行動を調査し、之を監督するを得せしめ、罷工者に對して就職を閉鎖

するを得せしむるの機關と爲る可く、更に廣く各地方の同種紹介所間に聯絡を設くる時は、益、其調査の便を加ふると共に、罷工發生の際、に他より代用労働者を雇傭し得るの媒介機關と爲るを得可し。雇主の設立せる労働紹介組織が労働者の團體に對する企業家の對抗戰に際して企業家の爲に重要な援助手段たると以て知る可きなり。

然れば雇主の労働紹介組織の近年獨逸を初め、各地方に設立せらるゝもの益、多きを加ふると共に、各紹介所間に聯絡を設けんとする企畫の唱導着手せらるゝもの又漸く多きを加ふるの狀ある、敢て怪むを要せず。現に獨逸には百八十有餘の此種労働紹介組織あり、又前述せる獨逸の二大雇主聯合團の如きは、卒先此聯絡を策せると共に一九〇九年には遂に兩聯合に屬せる紹介所全部の會合を催すに至れるの有様なり。此等の労働紹介組織は勿論單に労働者の團體的抵抗に對する防禦の目的のみに基因せるものに非ず、爾餘幾多の利便亦確に其發達の誘因たりしに相違なしと雖も、然かも一度此組織の成立せる以上、其存立が對労働者戰闘に於て大に企業家に利する所あるは復た多言を要せざる可し。

## 七

元來企業家と労働者が生産上相互協力せざる可らざるは何人も知悉せる所然

るに相互協力す可き地位に立てる此兩階級が互に結束して武備を整へ、威容堂々  
戰意勃々相對立するは、一見眞に國民經濟發達の爲に悲む可き現象たるの觀なき  
を得ず。殊に新に結束せる團體が自家の實力を過信して動もすれば戰闘手段に  
訴へんとするの狀あるは、自然の勢とは云へ一國社會の爲に大に慨嘆せざるを得  
ざるなり。

然りと雖も將來の發達を推想すれば斯る有力なる自衛的防禦的團體の組織は  
纏て兩者の平和的接近を來たすの一階段たるなきを保せず。蓋し有力なる攻撃  
的聯合に對して等しく有力なる防禦的團體組織せらるゝ時は、兩者共に無謀の開  
戰を避けて妥協的平和的調和を謀るの風を馴致す可ければなり。吾人は過去の  
國際的政治關係に於て既に斯る經過を見たり。現今の所謂武裝的平和の狀態は  
斯くして生じ來れり。惟ふに企業家労働者間の關係も亦之に等しき發達の經路  
を追ふものある可し。其他又兩者の間に戰闘發生せる場合に於ても、其戰闘は圓  
結なき場合よりも迅速に終結を見る可く、經濟上の損害亦從て少なきを得可し。  
何となれば組織整然たる團體間の戰爭は無組織なる戰爭よりも勝敗の決速に、平  
和條約の締結亦速なるを得可ければなり。

唯聯合の發達尙ほ初期に屬せる當今に於ては未だ斯る結果を見るに至らず。

寧ろ反對に戰意を大ならしむるの狀ありと雖も、然かも兎に角此結果は企業家を  
して一定の團體に服従し個人の我意を捨て、共同の意志に従ふの風に慣熟せし  
め、大に協力的組織的發達の素因を促進するの結果あり。又社會的發達の爲に一  
好果と云ふ可きなり。唯團體の後援は企業家の自家責任の觀念を弱め、其輕卒な  
る挑戰的態度を誘致するに至らざるやの嫌なきに非ずと雖も、組合の後援を企業  
家自身の罪過に基かざる罷工の場合に限る規約の厲行は以て此危險を一掃する  
に足る可く、從て此危險は甚だしく憂ふるを要せざる可し。

其他雇主の聯合が動もすれば彼の黒表ブラックリストの如き辛辣なる攻撃手段を労働者に加  
ふるの一事は往々世人をして此聯合に嫌焉たらしむるものありと雖も、是れ戰闘  
上時に免るゝを得ざる一小弊害のみ。企業家に對して自衛の權利を認め、其自衛  
戰を正當視する以上、單に斯る小弊害の故を以て其自衛的手段一切を否認するを  
得ざる可し。況んや其一方に於て雇主の聯合は組合員間に於ける労働條件を齊  
一ならしめ、一部企業の下に於ける苛酷の條件を撤廢して之を適當なる範圍内に  
歸せしむるの效果あるに於てをや。此労働條件の齊一は實に幾多の雇主聯合の  
既に極力盡粹しつゝある所にして、労働者に對しても亦一大利益たるなり。

要するに雇主聯合は雇主に取りては自衛權の發動なり。労働者に對して自衛

的團結の權利を認むる以上、吾人は又企業家に對しても等しく之を認めざるを得ず。又國民經濟の上より觀れば此聯合は社會の組織的發達の上に生せる一現象一階段なり。此階段を経由して其赴く處は今卒に斷言し難しと雖も、惟ふに決して破壞的の戦闘に非ずして寧ろ一層進歩せる平和的狀態に在らん。雇主聯合發達の前途は強ち悲觀するを要せざる可し。

雜 録

英國先帝の外交的活動

田中萃一郎

エドワード七世が果して如何なる程度まで、英國の外交を左右されたかは、現代史上の興味なる一問題である、茲に「英國人名辭典」の續篇で、編纂主任サー・シドニー・リーが先帝の傳記を公にし、外交政策の上には先帝は何等直接に關係されたのではない、と斷言した當時は、一時世論を賑はしたことがあつた。今シドニー・リーの傳記を讀むに、間には自から文字以外の意味がないでもないと思はれた。左に譯出してあるのは即ちリーの傳記のうちで、先帝の外交上の活動に就て述べた一節である。

南阿戰役中は歐洲の輿論は英國を包むに憎惡の陰雲を以てしたが、その終了と共に英國は之を排して青天を見るやうになつた。それであるか

ら國王は今や再び世界的同情心を満足せしめ、歐大陸に於ける多數の親戚故舊との交情を温めんとして往年の如く好んで海外漫遊の途に上られた。ブリア人に對する同情から排英感情の旺盛であつた時の外は、國王は常に大陸のあらゆる階級から歡迎されたのであつた。國王の溫容は必ず感情の融和を促進す可く、英國と隣強との關係を改善し、世界の一致を鞏固ならしむる上に、表面親から貢獻せんことは、國王の快適に感ぜらるゝ處であつた。國王は又歐洲の平和を維持するのは、帝王并に爲政治家の義務であると認められ、英國の權利を相當に是認する、以上は、外國と親交を保たんとを望まれた。同時に國王の憲法上の地位と、個人的修養とは外交政策の上に實體上の影響を及ぼすこと能はざらしめた。蓋し外交政策を左右し得るのは惟り大臣あるのみである。國王は數ば外國に於て大體大臣の政策に賛成すとの旨を巧みに述べられ